

資金対策はお早めに!!

マル経融資

(小規模事業者経営改善資金)

【無担保・無保証人・低金利】

この融資は、小規模事業者が商工会議所の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を商工会議所の推薦で、日本政策金融公庫(国民生活事業)より無担保・無保証人で融資するものです。

融資限度額

2,000万円以内

利率(年)【平成28年8月31日現在】

1.30%

※1名以上の従業員がおり、雇用の維持または拡大を伴う設備投資を行う場合は、マル経利率からさらに年0.5%引下げとなります。

返済期間

運転資金／ 7年以内(うち据置期間1年以内)

設備資金／10年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用いただける方の概要は裏面をご覧ください!

マル経融資制度

(小規模事業者経営改善資金)

利用概要

	マル経融資	災害マル経
ご融資額	2,000万円以内※	通常と別枠で1,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内) 設備資金10年以内(うち据置期間2年以内)	
利率 (H28.8現在)	年1.30%	当初3年間 マル経利率から0.9%引下げ
担保・保証人	無担保・無保証人	
ご利用いただける方	商工会議所の 経営指導を受けている事業所で ○常時使用する従業員(家族従業員・パート・法人の役員を除く) 商業・サービス業…5人以下 (宿泊業・娯楽業は20人以下) 製造業・その他…20人以下 ○最近1年以上、奥州商工会議所地区内で事業を営んでいる方。 ○納期限の到達している所得税(法人税)、事業税、住民税等を完納していること。 ○日本政策金融公庫の非対象業種でないこと。	左記の条件を満たし、被災地区内に事業所を有し、東日本大震災による直接被害又は間接被害を受けた罹災証明書をお持ちの方で、一定の要件を満たすもの

※申込金額は10万円単位で、運転と設備資金を併用で利用する場合の限度額は2,000万円。

※貸付金額の残高が1,500万円超となる場合は、事業計画書の添付が必要となります。

※企業内容によってはご希望に添えない場合がありますのでご了承願います。

お問い合わせ先／奥州商工会議所 融資担当まで

本 所／TEL.24-3141 FAX.24-3148 江刺支所／TEL.35-2514 FAX.35-2506
 胆沢支所／TEL.46-3131 FAX.46-3133 衣川支所／TEL.52-3518 FAX.52-3199

もっと詳しく知りたい!利用を検討したい!という方は下記にご記入の上、お近くの本支所へFAXしてください。折り返し担当よりご連絡させていただきます。

事業所名	
代表者名	
所在地	
T E L	

※ご記入いただいた内容は、当融資制度の相談以外の目的には使用致しません。